

平成 30 年第 3 回西予市教育委員会定例会 会議録

I 開会の月日及び場所

平成 30 年 3 月 27 日 (火)

西予市教育保健センター 4 階 第二研修室

II 定数

5 人

III 出席者

教育長 保木 俊司	委 員 上甲 和博
委 員 山本 恵子	委 員 樋口 美和
委 員 平岡 長治	

IV 欠席者

なし

V 議事に出席した公務員の職氏名

教育部長	松川 伸二	教育総務課長	沖村 智
学校教育課長	大谷 元二	生涯学習課長	小玉 浩幸
文化体育振興課長	土居 真二	明浜教育課長	佐藤 俊治
野村教育課長	岡上 昌造	城川教育課長	谷口 佳代
三瓶教育課長	滝野 広明	教育総務課長補佐	麓 寿春
経済振興課長補佐	竹内 克之	教育総務課主任	片山 裕介

VI 傍聴者

なし

VII 会議の概要

1 開会

教育長 午後 2 時開会を宣する。

2 会議録の承認

教育長 平成 30 年第 2 回教育委員会定例会会議録について意見を求める。
全委員 特になし。

教育長 平成 30 年第 2 回教育委員会定例会会議録の承認について諮る。
全委員 異議ない旨答える。
教育長 第 2 回教育委員会定例会会議録を承認する旨宣する。
平成 30 年第 1 回教育委員会臨時会会議録について意見を求める。
全委員 特になし
教育長 平成 30 年第 1 回教育委員会臨時会会議録の承認について諮る。
全委員 異議ない旨答える。
教育長 第 1 回教育委員会臨時会会議録を承認する旨宣する。

3 行事報告及び行事予定について

教育長 平成 30 年 3 月行事について報告する。
4 月行事予定について報告を求める。
教育総務課長 4 月行事予定について報告する。
教育長 4 月行事予定について意見を求める。
全委員 特になし。
教育長 平成 30 年第 4 回教育委員会定例会の開催日程について意見を求める。
教育総務課長 平成 30 年第 4 回教育委員会定例会を 4 月 24 日（火）午後 3 時から開催する旨提案する。
教育長 平成 30 年第 4 回教育委員会定例会を 4 月 24 日（火）午後 3 時から開催する旨宣する。

4 案件

○承認第 4 号 専決処分第 4 号の承認について
教育長 事務局の説明を求める。
学校教育課長 平成 29 年度西予市要保護及び準要保護児童生徒の認定について説明する。
教育長 専決処分について意見を求める。
全委員 特になし。
教育長 専決処分の承認について諮る。
全委員 異議ない旨答える。
教育長 審議の結果、承認する旨宣する。
○議案第 8 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
教育長 事務局の説明を求める。
教育総務課長 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について説明する。
教育長 原案について意見を求める。
平岡委員 目次の重点目標 4 は、「健やかな心と体をつくる生涯スポーツの振

興」となっていて、7ページ、9ページ、68ページは「健やかな心と体をつくる生涯スポーツの推進」となっている。目次の表記と合わせて、「推進」を「振興」へ改めるべき旨述べる。

教育総務課長 修正する旨答える。

平岡委員 1ページで2行空白になっていて意図があるのであればいいが、一連の文章になっているため、空白にする必要はない旨述べる。

教育総務課長 修正する旨答える。

平岡委員 2ページからの「I 平成 28 年度（27 年度事業）学識経験者の意見への対応状況」の表は左の列には、27 年度の事業に対する学識経験者の評価・意見があり、右の列にはそれに対して、28 年度にどう対応したかという対応状況が記載されているが、「〇〇していきたい。」という記載になっていて、今後の方向性が記載されている。報告書の策定時点から見ると過去の対応なので、評価・意見に対して、28 年度に取り組んだ実績を記載すべきではないか。

また、74 ページからは、平成 28 年度事業に対する学識経験者の意見を 29 年度末にもらって記載しているが、この時期であれば 29 年度事業の評価・意見をいただいて、30 年度の取り組みを記載することが自然でかなり遅くなっている。

また、2 ページの「I 平成 28 年度（27 年度事業）」という表現は分かりづらいため、見出しの「平成 28 年度（27 年度事業）」は削除して、2 行目の「平成 28 年度（27 年度事業）」は「平成 27 年度事業」としてはどうか。そのうえで、その下の表の「評価・意見（平成 27 年度）」を「学識経験者の評価・意見（平成 27 年度事業）」とすれば分かりやすくなる旨述べる。

教育総務課長 平成 30 年度は、早い時期に学識経験者から評価・意見をいただき、教育委員会で審議をしていただくよう対応する。

表記の方法については、意見をいただいたとおり修正する旨答える。

平岡委員 10 ページの施策の体系と 20 ページの施策の評価結果及び成果指標の達成状況一覧は同じ表だが、事務事業等の欄の表記の仕方が 20 ページは番号が付されていて異なっているため、同一表記にしたほうが見やすい旨述べる。

教育総務課長 修正する旨答える。

平岡委員 12 ページの C 表の説明で 18 施策となっているが、施策の体系では 21 施策になっているが、どちらが正しいのか問う。

教育総務課長 21 施策が正しいため修正する旨答える。

- 平岡委員 12 ページの C 表の記入項目の実績値で「西予市教育振興基本計画において、平成 28 年度時点における値」とあるのは、「西予市教育振興基本計画における平成 28 年度時点の値」に変えた方が分かりやすい旨述べる。
- 教育総務課長 表記を変える旨答える。
- 平岡委員 13 ページの、1 教育長及び委員任命状況で「委員通算在任年数」とあるが、新教育委員会制度では教育長は委員ではないため、「委員」を削除して、「通算在任年数」とするべき旨述べる。
- 教育総務課長 修正する旨答える。
- 平岡委員 15 ページも 3 委員会議以外の活動状況で「教育委員」は、教育委員会議への出席以外に、市議会、学校訪問等へ参加したと表記されているが、新教育委員会制度では、教育長は教育委員に含まれないことになるため、「教育長及び教育委員」とし、「参加」は「出席」に表記を改めるべき旨述べる。
- 教育総務課長 修正する旨答える。
- 平岡委員 23 ページの 1 行目に「☆施策を推進する主な取組みの点検・評価」とあるが、この表記は、B 表の冒頭に記載すればよく、削除すべきではないか。
- また、24 ページの B 表の事務事業等が「校舎の改築及び ICT 設備の整備等」となっているが、この事務事業等の名称は「ICT の活用と情報教育の推進」ではないのか問う。
- 教育総務課長 23 ページの「☆施策を推進する主な取組みの点検・評価」は削除し、24 ページの B 表の事務事業等の「校舎の改築及び ICT 設備の整備等」は「ICT の活用と情報教育の推進」へ修正する旨答える。
- 教育長 修正した案について諮る。
- 全委員 異議ない旨答える。
- 教育長 審議の結果、修正した案のとおり可決決定する旨宣する。
- 議案第 9 号 西予市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について
- 教育長 事務局の説明を求める。
- 教育総務課長 西予市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について説明する。
- 教育長 原案について意見を求める。
- 平岡委員 改正後案の第 2 条は「事務局に次の部、課、室及び係を置く。」となっている。室がなくなるのであれば、「室」を削除すべきではないか。また、「室」を削除した場合は、第 8 条第 1 項「室に室長」を

	置くとの定めや室長の職務を定めた第8条第2項も削除することになる旨述べる。
教育総務課長補佐	将来、室ができることに備えて、今回の改正から省いている旨答える。
平岡委員	第10条第1項で「必要な課に学校教育指導主事、社会教育主事、その他必要な職員を置く。」と記載されていながら、同条第4項及び5項で主任、主査のことが記載されている。さらに第11条第1項で「必要に応じ課に主事その他の必要な職員を置く。」とされていて、「その他必要な職員」が2条にわたり記載されている。これらは改めてはどうかとの旨述べる。
教育長	室の廃止に伴い、第8条は指摘のとおり改正すべきであり、第10条及び第11条についても規定を整備する必要があると考える。 ただし、関連して整備すべき箇所が他の規程に及ぶことも見込まれ改正内容も明示できないことから、これらの付隨的な改正は改めて提案させていただくこととし、差し当たり必要となる原案について先行して諮りたい旨述べる。
全委員	原案について諮る。
教育長	異議ない旨答える。
○議案第10号	審議の結果、原案のとおり可決決定する旨宣する。 西予市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則制定について
教育長	事務局の説明を求める。
教育総務課長	西予市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則制定について説明する。
教育長	原案について意見を求める。
全委員	特になし。
教育長	原案について諮る。
全委員	異議ない旨答える。
教育長	審議の結果、原案のとおり可決決定する旨宣する。
○議案第11号	西予市宇和運動公園運営協議会規則の一部を改正する規則制定について 事務局の説明を求める。
教育長	西予市宇和運動公園運営協議会規則の一部を改正する規則制定について説明する。
文化体育振興課長	原案について意見を求める。
教育長	特になし。
全委員	

教育長	原案について諮る。
全委員	異議ない旨答える。
教育長	審議の結果、原案のとおり可決決定する旨宣する。
○議案第 12 号	西予市営プール条例施行規則の一部を改正する規則制定について 事務局の説明を求める。
教育長	西予市営プール条例施行規則の一部を改正する規則制定について 説明する。
教育長	原案について意見を求める。
平岡委員	プールの開場が、7月21日となっているが、野村高校が1学期に 授業でプールを使用することはないのか問う。
野村教育課長	現在は授業で使用することはない旨答える。
平岡委員	様式第7号の表の減免免除額の欄で「規定料金〇〇円のうち〇〇 円を減額・免除する」とすべきところを「減額・免除円を〇〇する。」 となっている旨述べる。
文化体育振興課長	修正する旨答える。
教育長	修正した案について諮る。
全委員	異議ない旨答える。
教育長	審議の結果、修正した案のとおり可決決定する旨宣する。
○議案第 13 号	西予市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則の一部を改正する 規則制定について
教育長	事務局の説明を求める。
教育総務課長	西予市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則の一部を改正す る規則制定について説明する。
教育長	原案について諮る。
全委員	異議ない旨答える。
教育長	審議の結果、原案のとおり可決決定する旨宣する。
○議案第 14 号	西予市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令制定について
教育長	事務局の説明を求める。
教育総務課長	西予市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令制定につ いて説明する。
教育長	この規則も議案第9号で指摘いただいた「室長」が記載されてい る箇所があり、その改正方法については、現時点では明示できな いため、原案についてご審議いただき、「室長」に関連する改正は、改 めて上程させていただく。
	原案について意見を求める。
全委員	特になし。

教育長	原案について諮る。
全委員	異議ない旨答える。
教育長	審議の結果、原案のとおり可決決定する旨宣する。
○議案第 15 号	西予市学校事務の共同実施組織に関する規程の一部を改正する訓令 制定について
教育長	事務局の説明を求める。
学校教育課長	西予市学校事務の共同実施組織に関する規程の一部を改正する訓令 制定について説明する。
教育長	原案について意見を求める。
上甲委員	西予市は事務長が 1 人で、事務長として配属された職員は地域長 になるのか問う。
学校教育課長	現在は 1 人で、事務長が地域長になる旨答える。
平岡委員	第 3 条第 4 項で「室長及び室長補佐は事務係長の職にある者の中から教育委員会が任命する。」となつていて、第 4 条で「地域長は室長、室長補佐及び室員を指導監督する。」となつていて。仮に事務長が 2 人いて、そのうち 1 人が地域長になった場合、第 4 条の規定では、地域長は事務係長以下しか指導監督ができず、事務長を指導監督する権限がないことになる。 地域長は各共同事務室を統括する立場であり、共同事務室には属さないことになるのか問う。
学校教育課長	地域長は、西予市教育委員会が与える役職で、事務長は愛媛県が与える役職であり、事務長として配置された事務室に所属することになる旨答える。
平岡委員	事務長が西予市に 2 人配置された場合、地域長にならない事務長は、事務係長以下で構成する共同事務室に所属できなくなる旨述べる。
上甲委員	室長を事務長又は事務係長から任命する現行規程のままであれば、事務長が 2 人の場合でも対応できる旨述べる。
教育長	この改正は、これまで、事務長が地域長と室長を兼任する形になつてたが、兼任をやめて地域長の役割に専念させてほしいという要望を受けたものである。 第 3 条第 2 項で「各共同事務室の構成員は、共同事務室を構成する学校の事務職員をもって充てる。」となつており、事務長はいずれかの学校の事務職員として辞令を受けていて、共同事務室に所属しているという考え方である旨述べる。
上甲委員	現状では、地域長になっても、所属している事務室の室長として

	の仕事を兼務しなければならないため、地域長としての役割を十分担えないとの不満があると聞く旨述べる。
学校教育課長	地域長は、3つの共同事務室の構成員の指導、スキルアップを図ることが大きな役割である。現状では所属する事務室の仕事で手一杯になっている。そういったことから専任化してほしいということになった。
	県下では、20市町のうち9市町が専任化している。
上甲委員	第3条第4項の「室長及び室長補佐は事務係長の職にある者のうちから」と改める案を「室長は地域長以外の事務長又は事務係長の職にある者のうちから、室長補佐は事務係長の職にある者のうちから」に修正するのがよい旨述べる。
教育長	指摘に沿って地域長を専任化するとともに、事務長が複数になつた場合に対応できるような表記に修正することとし、修正案について諮る。
全委員	異議ない旨答える。
教育長	審議の結果、修正した案により可決決定する旨宣する。
○議案第16号	西予市宇和町卯之町伝統的建造物群保存地区保存対策費補助金交付要綱の一部を改正する告示制定について
教育長	事務局の説明を求める。
経済振興課長補佐	西予市宇和町卯之町伝統的建造物群保存地区保存対策費補助金交付要綱の一部を改正する告示制定について説明する。
教育長	原案について意見を求める。
全委員	特になし。
教育長	原案について諮る。
全委員	異議ない旨答える。
教育長	審議の結果、原案のとおり可決決定する旨宣する。
○議案第17号	西予市社会教育委員の委嘱について
教育長	事務局の説明を求める。
生涯学習課長	西予市社会教育委員の委嘱について説明する。
教育長	原案について意見を求める。
全委員	特になし。
教育長	原案について諮る。
全委員	異議ない旨答える。
教育長	審議の結果、原案のとおり可決決定する旨宣する。
○議案第18号	西予市公民館長の任命について
教育長	事務局の説明を求める。

生涯学習課長	西予市公民館長の任命について説明する。
教育長	原案について意見を求める。
全委員	特になし。
教育長	原案について諮る。
全委員	異議ない旨答える。
教育長	審議の結果、原案のとおり可決決定する旨宣する。
○議案第 19 号	西予市公民館分館長の任命について
教育長	事務局の説明を求める。
生涯学習課長	西予市公民館分館長の任命について説明する。
教育長	原案について意見を求める。
全委員	特になし。
教育長	原案について諮る。
全委員	異議ない旨答える。
教育長	審議の結果、原案のとおり可決決定する旨宣する。
○議案第 20 号	西予市公民館分館主事の任命について
教育長	事務局の説明を求める。
生涯学習課長	西予市公民館分館主事の任命について説明する。
教育長	原案について意見を求める。
全委員	特になし。
教育長	原案について諮る。
全委員	異議ない旨答える。
教育長	審議の結果、原案のとおり可決決定する旨宣する。
○議案第 21 号	西予市公民館運営審議会委員の任命及び委嘱について
教育長	事務局の説明を求める。
生涯学習課長	西予市公民館運営審議会委員の任命及び委嘱について説明する。
教育長	原案について意見を求める。
全委員	特になし。
教育長	原案について諮る。
全委員	異議ない旨答える。
教育長	審議の結果、原案のとおり可決決定する旨宣する。
○議案第 22 号	西予市図書館協議会委員の任命について
教育長	事務局の説明を求める。
生涯学習課長	西予市図書館協議会委員の任命について説明する。
教育長	原案について意見を求める。
全委員	特になし。
教育長	原案について諮る。

全委員	異議ない旨答える。
教育長	審議の結果、原案のとおり可決決定する旨宣する。
○議案第 23 号	西予市文化財保護審議会委員の委嘱について
教育長	事務局の説明を求める。
文化体育振興課長	西予市文化財保護審議会委員の委嘱について説明する。
教育長	原案について意見を求める。
全委員	特になし。
教育長	原案について諮る。
全委員	異議ない旨答える。
教育長	審議の結果、原案のとおり可決決定する旨宣する。
5 協議・報告事項	
教育長	平成 30 年度西予市教育基本方針について説明を求める。
教育総務課長	平成 30 年度西予市教育基本方針について説明する。
教育長	平成 30 年度西予市教育基本方針について意見を求める。
平岡委員	具体的な施策の途中までは、平成 29 年度教育委員会点検・評価報告書 20 ページの事務事業等の項目ごとに記載されているが、途中からは、記載方法が変わっている。次年度からは表記の方法を統一するべき旨述べる。
教育総務課長	表記の方法については精査する旨答える。
平岡委員	「新学習指導要領に対応した小学校外国語活動の充実」は、外国語が現時点では教科化になっていないから、外国語活動という表記になっているのか問う。
学校教育課長	そうである旨答える。
上甲委員	各課が記載するため、表記がまちまちになっているのだと思うが、基本方針なので読む側が分かりやすい表記に統一してもらいたい旨述べる。
教育長	平成 29 年度一般会計補正予算第 10 号及び 11 号の概要について報告を求める。
教育総務課長	平成 29 年度一般会計（教育費）補正予算は、平成 30 年第 1 回西予市議会定例会に上程したもので、第 10 号補正予算では平成 29 年度の職員給与費、入札減少金等の不用額を減額補正したもので、3 月 2 日に議決された。この補正に伴い、一般会計（教育費）予算は 3,227,269 千円から補正額 176,615 千円を減額して、3,050,654 千円となり、一般会計予算全体に占める教育費の割合は、11.2% となった。 また、議会最終日に補正予算第 11 号を上程している。この補正予算は、本来 29 年度に事業執行すべき案件がやむを得ない事情により

30年度に繰り越さなければならなくなつた繰越明許費であることを報告する。

6 その他

教育長

その他の件について意見及び報告を求める。

教育部長

平成30年第1回西予市議会定例会の一般質問では、2人の議員から教育部に関係する質問があった。

竹崎議員からは、「部落差別の解消の推進に関する法律」に関して、法律第3条の地方公共団体の責務について、西予市としての取組みの基本的な考え方の質問があった。

市としての施策に関する質問であるため、市長から「一人でも多くの市民に、この法律が制定された事実と、その内容や意義について伝えていくことが大切である。部落差別が今なお、存在するということを認識し、その解消を推進していくことが重要な課題であり、根本的には西予市人権まちづくり条例に則って、真に人権が尊重されるまちづくりを進めていきたい。」という答弁を行った。

また、法第5条の「教育及び啓発」について、社会教育や学校教育でどういった取組みをしているのかという質問に対して、「社会教育は、法律の施行について「広報せいよ」に掲載したほか、愛媛県人権教育協議会西予支部が法律の趣旨・内容を周知するため啓発チラシを全戸配布した」旨答弁した。また、「学校教育では、小学校6年生の社会科において各時代の大きな流れの中に位置づけた学習を行い、中学校の社会科では、歴史的・社会的背景についてさらに正しい理解と認識を深めるための学習を行っている」旨答弁した。

小野議員からは、「社会体育の現状につき、教育委員会の関与は」、「体育協会とスポーツクラブの考え方と対応について」、「日本体育協会が日本スポーツ協会に名称変更となるが、当市は、スポーツクラブとの整合性をどのように考えているのか」、「今後の社会体育に対する方針並びに対応について」という質問があった。

「社会体育の現状につき、教育委員会の関与は」の質問は、「教育委員会の関与として、補助金の交付や人的支援をしている」旨答弁した。

「体育協会とスポーツクラブの考え方と対応について」の質問には、
「体育協会として、スポーツ少年団やジュニアチームの育成並びに指導を通して、青少年健全育成の役割を担っていただくことを期待している。その過程で優れた資質を有する青少年の発掘や、アスリートの育成にも力を注いでいただきたい。」

一方、スポーツクラブは、健康寿命の延伸、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に向けて生涯スポーツの振興とスポーツを楽しめる場所と人を育てる役割を担っていただきたい」という旨答弁した。

「日本体育協会が日本スポーツ協会に名称変更となるが、当市は、スポーツクラブとの整合性をどのように考えているのか」という質問に対しては、「当市も西予市体育協会から西予市スポーツ協会へ名称変更し、今までどおりスポーツクラブと一体となって、スポーツの振興を図っていきたい」という旨答弁した。

「今後の社会体育に対する方針並びに対応について」の質問に対しては、「これまでどおり金銭的補助、人的支援を図っていく。また平成19年3月に策定した西予市スポーツ振興計画が10年を経過しているため、平成30年度に第2次スポーツ振興計画を策定する」旨答弁を行った。

教育長 その他意見及び報告を求める。

全委員 特になし。

7 閉会

教育長 午後5時閉会を宣する。

議事録署名

以上、平成 30 年第 3 回西予市教育委員会定例会の顛末を記録して相違ないことを証明する。

平成 30 年 4 月 24 日

教育長

保木俊司

教育委員

上田和博

教育委員

山本恵子

教育委員

石川美和

教育委員

平岡長治